

## 地下街等の利用者を洪水から守るために

防災、減災の基本となる各種の社会資本の整備を着実に進めるとともに、地域における避難支援体制の整備を進めていく必要があります。

- ・地下街等への情報伝達の実施に向けた「施設リスト、連絡方法等」が86%の市区町村で準備完了予定。 (平成20年3月31日時点)
- ・目前に迫った出水期への備えとして、関係機関が連携を強化し、警戒避難体制等の防災体制整備の推進をするとともに、河川管理者等から提供される防災情報が、情報の受け手である住民や市町村の防災担当者、報道機関等に正確に理解され、受け手の的確な判断や避難行動につながるよう防災訓練等の実施を呼びかけてまいります。

平成20年3月

国土交通省 河川局 防災課

# 目次

1. 地下街等の利用者を洪水から守るために	1
2. 施策の背景	2
3. 施策の進捗状況	3
4. 水防法の改正	4
5. 施策の効果	5
6. 税制優遇	6

# 1. 地下街等の利用者を洪水から守るために

- 近年の水災では、**地下街等の浸水**が目立っている。
- 河川情報を少しでも早く確実に伝えることで、早めの備え、円滑かつ迅速な避難が可能となる。
- 地下街等の不特定多数の利用者が適切に避難するためには、事前に避難誘導方法等を定めた避難確保計画を作成し、水害に備えることが必要。

**【近年の主な地下施設被害】**  
H11,H15: 福岡駅周辺  
H12 : 名古屋市内  
H16 : 横浜駅西口周辺  
: 東京メトロ等



台風22号(平成16年10月)による麻布十番駅の浸水



平成15年7月福岡水害による地下施設の浸水状況

## 水防法の改正(平成13年、17年) **地下街等への洪水予報等の伝達、避難確保計画作成の義務化**

### ○施策推進の取り組み(平成19年度)

- ①国・都道府県が連携し、市町村を支援 ← 推進チームを設置し、連携強化
- ②各ブロック毎にアクションプログラムを作成し、施策を実施 <目標(優先順位・スケジュール等)、役割分担 等>
- ③地域防災計画に定める手続きなどを待たずして、「施設リスト、連絡方法等」※1)を至急整備することを目指す

**※1)「施設リスト、連絡方法等」とは、1)市町村地域防災計画の原案、2)施設リストと連絡方法、3)施設リスト のいずれかを指す**

**→ その結果、「施設リスト、連絡方法等」または「地域防災計画への規定」が85%の市区町村で準備完了**  
<施設リスト、連絡方法等または地域防災計画に規定済み>地下街等:68市区町(86%) (平成20年3月31日時点)  
<地域防災計画に規定済み>地下街等:21市(27%)

### ○今後の展開

- ①「施設リスト、連絡方法等」を、速やかに地域防災計画に規定する。
- ②施策の効果的実戦に向け、次の出水期までに避難に結びつく河川情報の内容、情報伝達手法等の検討を行い、河川管理者、水防管理者、防災部局、住民等と訓練等に取り組む。

## 2. 施策の背景

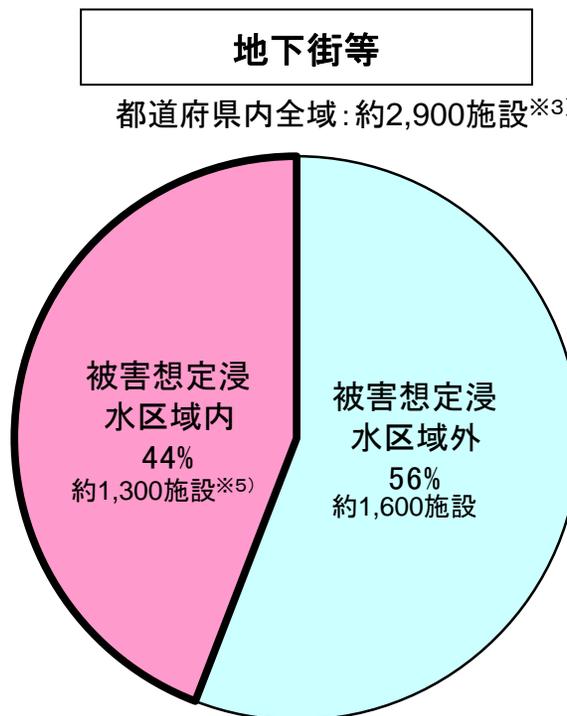
○全国の地下街等：約2,900施設

その内、**約4割の施設で浸水する可能性。**

○浸水する可能性のある地下街等：約1,300施設（44%）

（平成19年10月31日時点）

### 各都道府県全域および被害想定浸水区域※1)内の施設数とその割合



#### ●施設数の算出根拠

○都道府県内全域の施設数※2)、※3)は、以下により算出。

・※3)地下施設については、消防法施行規則第12条(ロ)、ハ(ハ)に該当する施設数。

○都道府県全体の被害想定区域内の施設数※4)、※5)は、以下により算出。

・告示済み浸水想定区域内の施設については、各消防本部所有の資料から調査(平成18年12月31日時点)を行った結果を使用。

・公表済み以外の浸水する可能性のあるエリアについては、上記調査データ等から面積比率等により推算している。

※1)被害想定浸水区域は、浸水の可能性のある区域で、浸水想定区域(公表・未公表)、想定氾濫区域、浸水実績図、ハザードマップ等を各都道府県が独自に組み合わせたものであり、今後、新規の浸水想定区域の指定等により区域が広がる可能性がある。

# 3. 施策の進捗状況

**全国** { 21,089河川 → 1級河川:13,998河川、2級河川:7,091河川 (平成18年4月30日時点)  
1,823市区町村 (平成19年10月1日時点)

平成19年12月1日時点	指定目標河川数	指定済	残
洪水予報河川+水位周知河川	約2,200河川	1,426河川(約60%)	約800河川
平成19年12月31日時点	指定目標河川数 指定目標市区町村数	指定済河川数 指定済市区町村数	残
浸水想定区域	約2,200河川 約1,500市区町村	926河川(約40%) 1,074市区町村(約70%)	約1,300河川 約400市区町村
平成19年12月31日時点	作成目標市区町村数	策定済	残
洪水ハザードマップ	約1,500市区町村	672市区町村(約50%)	約800市区町村

## ○地下街等への情報伝達体制の整備

平成20年3月31日時点	施設がある市区町村	①地域防災計画に規定済み	施設リスト、連絡先等 (地域防災計画の原案、施設リストと連絡方法、施設リスト)	準備完了 (①+②)
			②作成済み	
地下街等	79市区町 <sup>※1)</sup>	21市 (27%)	47市区町	68市区町 (86%)

※1)今後、浸水想定区域の指定を受け増加する。

**●地下街等:対象79市区町中、68市区町(86%)で準備完了。**

被害が想定される区域<sup>※2)</sup>内にある施設数

- ・地下街等 約1,300施設

※2)浸水想定区域(公表・未公表)、想定氾濫区域、浸水実績図、ハザードマップ等

なお、市町村地域防災計画は、1,643市町村で策定  
(平成18年4月1日時点消防庁調査)

# 4. 水防法の改正

## 地下街等

都市化の進展と共に地下空間の利用が進み、不特定多数の者が利用している。

地下街等の浸水被害が目立っている。

地下街等は、地上と比較して水位の上昇が早いため、水災上の危険性が高い。

あらかじめ避難計画を作成するなどの必要な措置を講じなければ、円滑かつ迅速な避難が困難。

### 水防法の改正(平成13年、17年)

(1) 浸水想定区域内の不特定かつ多数の者が利用する地下街等への洪水予報等※<sup>1)</sup>の伝達方法を市町村地域防災計画に規定すること。

(2) 市町村地域防災計画に位置づけた浸水想定区域内の地下街等について、地下街等の所有者または管理者が避難確保計画を作成すること。

地下街等の利用者の水災時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために規定された。

※1) 洪水予報、避難判断水位(特別警戒水位)への水位の到達情報。

### 市町村地域防災計画への規定

浸水想定区域ごとに

- ・施設の名称及び所在地
- ・洪水予報等の伝達方法

を規定する。

### 避難確保計画の作成

#### 避難確保計画

- ・防災体制・避難誘導
- ・浸水防止施設
- ・防災教育・訓練 等

【地下施設管理者等 作成】

# 5. 施策の効果

- 博多都ホテルでは、平成11年に浸水被害を受けた時の教訓を生かし、土のうや浸水板の設置訓練を定期的に行うなどの備えを行っていた結果、平成15年の水災では浸水被害を最小限に食い止めることができた。
- 社員がインターネットで水位を常時監視していたことが、迅速な対応につながった。
- 迅速かつ的確な河川情報の活用により、減災の可能性が生まれる。**



平成15年8月2日西日本新聞

## 河川情報の活用による減災の可能性

### 博多都ホテルの水災時の対応

平成11年の豪雨時  
平成11年の水害では、駐車場や配電設備の水没により、20日間近く休業した

土のう、浸水板の設置訓練を定期的を実施

### 豪雨当日(平成15年7月19日)

水位をインターネットで常時監視して警戒

迅速な対応

ホテルの出入り口に止水板を設置

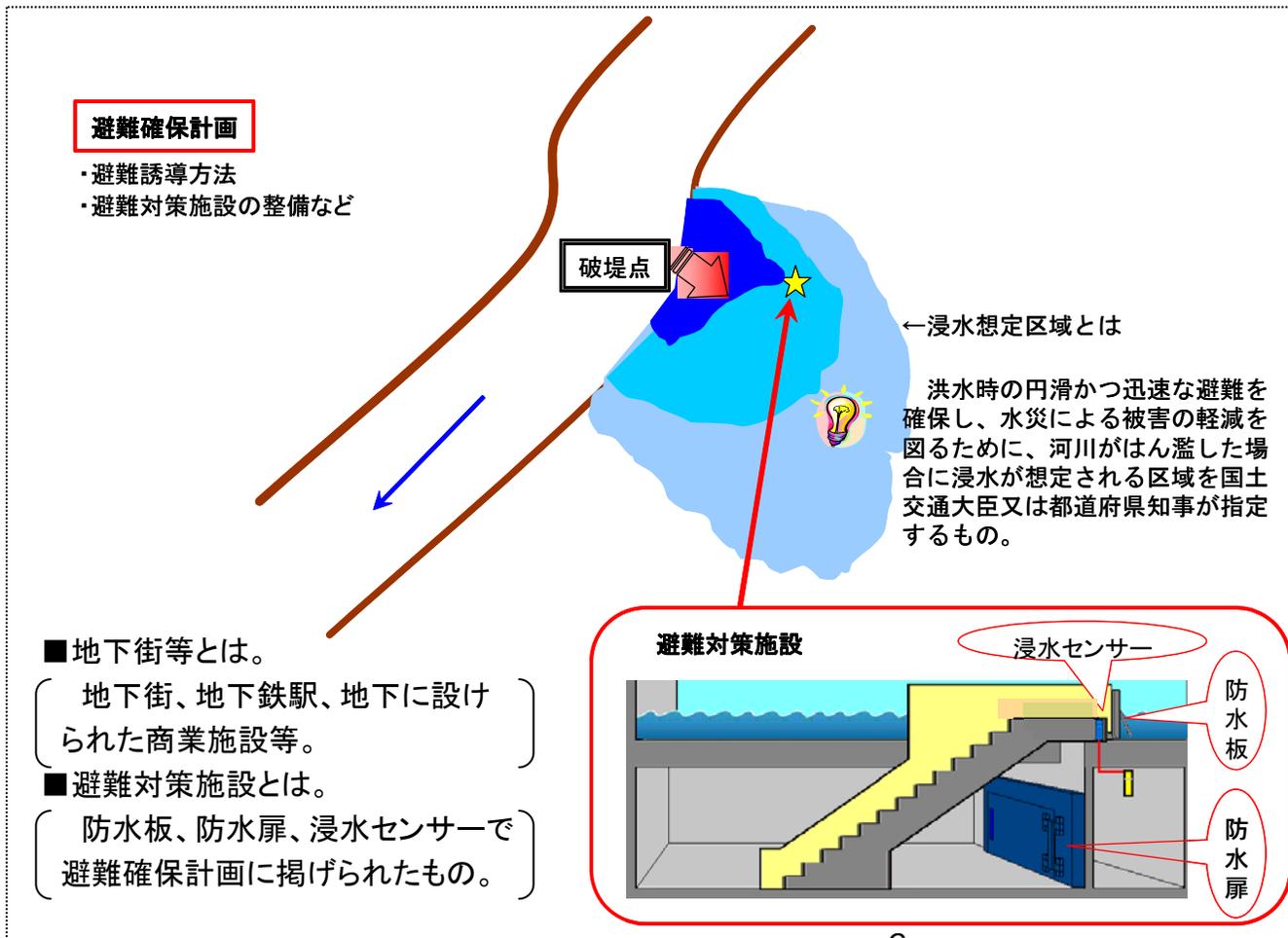
河川が氾濫したものの浸水被害は最小

7月19日の午後には営業を再開できた

# 6. 税制優遇

(浸水想定区域内の地下空間における避難対策施設に係る特例措置の創設(固定資産税・都市計画税))

浸水想定区域内の地下街その他不特定多数の人が利用する地下空間において、地下浸水時の利用者の安全を確保するため、市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地が記載されている地下街等のうち、その床面積5,000㎡以上のものであって、当該地下街等の所有者又は管理者が作成する**避難確保計画**に**位置づけられた防水板、防水扉、浸水センサー**を平成21年3月までに設置した場合、**5カ年間固定資産税の課税標準となるべき価格が2/3に軽減されます。**



(防水扉の例)